平成２４年（フ）第４４３号
鹿児島県鹿児島市加治屋町14番１号　横山ビル501号
債務者　冨山　榮子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４５９号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目19番12号　満塩ビル401号
債務者　栗山　正則
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５５２号
沖縄県浦添市字経塚560番地　経塚市街地住宅Ａ棟1001号
債務者　金城　俊明
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６号
北海道網走市つくしケ丘５丁目10番２号
債務者　伊藤ひとみ
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
青森市大字筒井字八ツ橋198番地３
債務者　長内　竜児
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
盛岡市繋字尾入野30番地２　佐々木方、旧住所岩手県岩手郡雫石町西安庭第10地割31番地41
債務者　高橋　典文
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７６８号
千葉県松戸市小金原５丁目39番地の９　ハイツ小金原Ｂ棟201号
債務者　増田　雅幸
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６９号
千葉県松戸市小金原５丁目39番地の９　ハイツ小金原Ｂ棟201号
債務者　増田　奈菜
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７９２号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地12棟304号
債務者　山崎　彰治
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７９４号
千葉県松戸市胡録台77番地
債務者　大田原松男
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７９５号
千葉県松戸市胡録台77番地
債務者　大田原清巳
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７９７号
千葉県柏市豊住１丁目３番14―312号
債務者　池田　治夫
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８０３号
千葉県松戸市中和倉73番地の１
債務者　中村　才樹
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８０４号
千葉県柏市永楽台３丁目５番13号
債務者　佐々木勝雄
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８０５号
千葉県柏市永楽台３丁目５番13号
債務者　佐々木哲也
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８０７号
千葉県柏市宿連寺235番地２　市営住宅宿連寺９―942号
債務者　宮野　　勝
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８１１号
千葉県柏市新柏４丁目７番地の15
債務者　四元　良子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３３９号
名古屋市港区木場町２番地の26　センチュリースクエア木場106号
債務者　久綱　茉莉
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部